検査を次のとおり実施する。

平成三十年八月三十一日

福島県告示第六百七十三号

計量法 (平成四年法律第五十一号)

第十九条第一項の規定により、

特定計量器の定期

福

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○計量器の定期検査を実施する件 告 示

○公有水面埋立てについて免許の出願があった件 ○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 公 告

五五五

○砂利採取業務主任者試験を実施する件

○落札者を決定した件 福島県病院局

県

○随意契約の相手方を決定した件

告 示

폴 옷 웊

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査 福島県知事 内 堀 雅 雄

		除く。)	大信及び東を	白河市 (表郷、	検査区域	
	るものを除く。以下同	一号又は第二号に掲げ第三二九号)第五条第	行令(平成五年政	非自動はかり(計量法	対象となる特定計量器	
	午後一時から	午前一二時までら	午前一〇時三〇分か	一〇月二日	検査の期日及び時間	
				白河市役所	検査場所	
江川 (翌朝	. 目可甘 (長郡、天	検査区域	大村五山戸	定する倹査場所で二 特定計量器検定		
/作一 ま旨重	•	対象、対象、	一一一	実施する倹査、検査規則(平成		

対象となる特定計量器

検 査

0) 期 日

| 非自動はかり、

分銅及びおもり

一 月

一日から一二月

オ は さ で で	口こ掲げる市							
その特質を受けなかったもの	の寺を計量器						V	じ。)、分銅及びおも
一〇月一〇月十八日末で 月九日まで(火曜日、 木曜日、土曜日及び日 年前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後三時まで	一つ目一つ目から一一	午後三時まで午後二時まで	午前一〇時三〇分か	午後三時まで午後一時から	午前一○時三○分か	午後二時まで午後一時から	午前一○時三○分か	午後三時まで
所有是具言	届 号 計 量 负 它		田		同		司	

及び東を除く。

一日まで(土曜日、 及び祝日を除く。 日曜

(計量検定所)

# 福島県告示第六百七十四

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

平成三十年八月三十一日

福島県知事

内

堀

雅

雄

双葉郡浪江町(国有林。次の図に示す部分に限る。解除予定保安林の所在場所

保安林として指定された目的

解除の理由 土砂の流出の防備

=

道路用地とするため

浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

(森林保全課

# 福島県告示第六百七十五号

島

出願に係る関係書類を福島県土木部土木総室土木総務課用地室、福島県相双建設事務所立てについて、次のとおり免許の出願があった。同法第三条第一項の規定により、この 及び大熊町企画調整課に備え置いて平成三十年八月三十一日から三週間縦覧に供する。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定により、公有水面埋 平成三十年八月三十一日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 神奈川県鎌倉市津西二丁目八番十一号 代表執行役社長 東京電力ホールディングス株式会社 小早川

出願の年月日

平成三十年七月十八日

埋立区域の位置、 区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十五の地先公有水面

2

地点までを順次に結ぶ線及び三―七の地点と一―六の地点を順次に結んだ線により 福島県指令第五百十六号で免許された埋立地の境界線、一―一の地点から三―七の 次の地点のうち、 ―一地点と一―六の地点を結ぶ平成二十四年四月二十日付け

三―一の地点囲まれた区域

四一度〇〇分一八・九八一六七秒)から六五度一四分三一秒二八 (北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、

八・五二〇メートルの地点

三一三の地点 三―四の地点 三―三の地点から一七八度四分二五秒九八・三七八メートルの地 三─二の地点から一八○度○分○秒二七・五五○メートルの地点三─一の地点から九○度○分○秒六○・三一一メートルの地点

三―五の地点(三―四の地点から一七八度五二分五一秒二四七・○四九メー ŀ ル

三―六の地点 三―五の地点から一八一度一九分○秒九八・六一二メー の地点 トルの 地

三―七の地点 三―六の地点から一七九度二八分五二秒二・八三八メートルの 地

―六の地点 三―七の地点から二八四度三八分一八秒○・三一五メー トルの

地

―五の地点 ―六の地点から三五九度二九分一八秒二・七六○メートルの地

一―三の地点 の地点 一―四の地点から三五八度二五分五一秒二四七・○四○メートル ―五の地点から一度一九分一秒九八・六一○メートルの地点

―二の地点 一―三の地点から三五八度四分二五秒九八・○八六メートルの 地

――の地点 ―二の地点から二六九度三八分四一秒六〇・〇二一メート

3 面積

千八百十三・六一平方メートル

埋立てに関する工事の施行区域の位置、 区域及び面

1

四

2

区域

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面

れた区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一七の地点と一の地点とを結んだ線により囲ま

一の地点 度○○分一八・九八一六七秒)から六二度一 メートルの地点 夫沢二等三角点(北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、東経一 | 分二七秒二八五八・七○

四の 地点 地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒一三四・三一五メー 二の地点から一三○度○分○秒四一三・一九九メートルの地点 一の地点から九○度○分○秒二七三・五○三メートルの 地点

福

八の地点 九の地点 ーーーーー 六五四三二一○ のののののののの 地地地地地地 点点点点点点点 八の地点から二四二度四六分五秒五九・八五〇メートルの地点 七の地点から三三三度三九分二六秒一・三七二メートルの地点 九の地点から二七○度○分○秒七五・八八七メートルの地点 一二の地点から四五度八分五〇秒二六・三三八メートルの地点 一の地点から九○度○分○秒五六・四八○メートルの地点○の地点から○度○分○秒七一・四三三メートルの地点

六の地点

六の地点から二四二度四四分三六秒九五・七八五メートルの地点

五の地点から二三七度五〇分一秒九九・三一六メートルの地点 四の地点から二三四度一〇分一〇秒四二〇・八五五メー

トル

の地点

一三の地点から○度○分○秒三七・四九三メートルの地点

七の地点 五の地点から三五八度四四分五一秒四三八・七一四メートルの地四の地点から九〇度三分三二秒七一・〇五七メートルの地点 六の地点から二七○度○分○秒八六・四五四メートルの地点

面積 二十七万七千百九十一・二七平方メートル

物揚場及び護岸埋立地の用途

(土木総務課用地室)

## 公

業務主任者試験を次のとおり実施する。 公告第百九十五号 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号) 第十五条第一項の規定により、 砂利採取

平成三十年八月三十一日

雄

福島県知事 内 堀 雅

試験場所 平成三十年十一 試験日時 一月九日 金 午前十時から正午まで

受験願書の提出期間 福島県庁本庁舎五階正庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)

の通信日付印のあるものを有効とする。) 平成三十年九月二十五日から十月十二日まで(郵送による場合は、 十月十二日まで

505

<u>Б</u>. に貼って納入すること(消印はしないこと。) その他 受験手数料 受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄

> 所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。)で配布し、受付は、福島県土建設事務所(相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県 部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所に問い合わせること。 木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土

(技術管理課建設産業室)

## 公告第196号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 凍結防止剤散布車 I (3 t 級) 1台
  - (2) 凍結防止剤散布車Ⅱ (3 t 級) 1 台
  - (3) 凍結防止剤散布車Ⅲ(3 t級) 1台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
  - 平成30年8月9日 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 20,088,000円
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 20,250,000円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 21,092,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成30年6月29日

(入札用度課)

福島県病院局

## 507

## 公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける病院情報システム更新に係る機 器調達・設定等作業業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県病院局財務規程 (平成16年福島県病 院局管理規程第5号)第229条の規定により公告する。

平成30年8月31日

福島県立南会津病院長 佐 竹 賢 仰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 病院情報システム更新に係る機器調達・設定等作業業務一式
- 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地 2 福島県立南会津病院 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1
- 随意契約の相手方を決定した日 平成30年7月10日

平成30年8月31日 金曜日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所 宮城県仙台市青葉区台原二丁目10番2号 東亜システム株式会社東北営業所
- 随意契約に係る契約金額 93.530.160円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第2号該当

(事務部 (総務))